| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 0.15未満 | 無し | 1.91 | 3.00 | |
| | | 有り | 1.91 | 3.57 | 1.43 |
| 3 | 0.56以上 | 無し | 0.63 | 1.08 | |
| | | 有り | 0.63 | 2.22 | 0.33 |
| | 0.15以上0.56未満 | 無し | 0.85 | 1.47 | |
| | | 有り | 0.85 | 2.22 | 0.50 |
| | 0.15未満 | 無し | 1.27 | 1.72 | |
| | | 有り | 1.27 | 2.22 | 0.72 |
| 4、5、6、7及び8 | 0.56以上 | 無し | 0.08 | 1.08 | |
| | | 有り | 0.08 | 2.22 | 0.33 |
| | 0.15以上0.56未満 | 無し | 0.31 | 1.47 | |
| | | 有り | 0.31 | 2.22 | 0.50 |
| | 0.15未満 | 無し | 0.63 | 1.72 | |
| | | 有り | 0.63 | 2.22 | 0.72 |

ハ　構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。）においては、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となる熱抵抗の断熱補強（構造熱橋部に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を、床、仕切壁等の両面に行うこと。なお、柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通する場合は、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さが900ミリメートル未満の場合は当該柱、梁等がないものとして扱うこととする。

| 断熱材の施工法 | | 地域区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1及び2 | 3及び4 | 5、6及び7 | 8 |
| 内断熱工法 | 断熱補強の範囲（単位　ミリメートル） | 900 | 600 | 450 | |
| | 断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度） | 0.6 | 0.6 | 0.6 | |
| 外断熱工法 | 断熱補強の範囲（単位　ミリメートル） | 450 | 300 | 200 | |
| | 断熱補強の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度） | 0.6 | 0.6 | 0.6 | |

⑶　開口部の断熱性能等に関する基準

開口部を⑴に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の表に掲げる住宅の種類及び地域区分に応じた開口部比率の区分に応じ、次のイ及びロに定める基準によることとする。

| 住宅の種類 | 開口部比率の区分 | 地域区分 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 1、2及び3 | 4、5、6及び7 | 8 |
| 一戸建ての住宅 | (い) | 0.07未満 | 0.08未満 | 0.08未満 |
| | (ろ) | 0.07以上0.09未満 | 0.08以上0.11未満 | 0.08以上0.11未満 |
| | (は) | 0.09以上0.11未満 | 0.11以上0.13未満 | 0.11以上0.13未満 |
| 共同住宅等 | (い) | 0.05未満 | 0.05未満 | 0.05未満 |
| | (ろ) | 0.05以上0.07未満 | 0.05以上0.07未満 | 0.05以上0.07未満 |
| | (は) | 0.07以上0.09未満 | 0.07以上0.08未満 | 0.07以上0.08未満 |

イ　開口部（窓の面積（当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積。以下ロにおいて同じ。）が住宅の床面積の合計に0.02を乗じた値以下となるものを除くことができる。）の熱貫流率が、開口部比率の区分及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

| 開口部比率の区分 | 熱貫流率の基準値（単位1平方メートル1度につきワット） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 地域区分 | | | |
| | 1、2及び3 | 4 | 5、6及び7 | 8 |
| (い) | 2.91 | 4.07 | 6.51 | |
| (ろ) | 2.33 | 3.49 | 4.65 | |
| (は) | 1.90 | 2.91 | 4.07 | |

ロ　開口部（直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に0.04を乗じた値以下となるものを除くことができる。）の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、地域区分及び開口部比率の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

| 住宅の種類 | 地域区分 | 開口部比率の区分 | 建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置 |
|---|---|---|---|
| 一戸建ての住宅 | 1、2、3及び4 | (い) | |
| | | (ろ) | |
| | | (は) | |
| | 5、6及び7 | (い) | |
| | | (ろ) | 次のイ又はロに該当するもの<br>イ　ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの<br>ロ　付属部材又はひさし、軒等を設けるもの |
| | | (は) | 次のイ、ロ又はハに該当するもの<br>イ　ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの<br>ロ　ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの<br>ハ　付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る）を設けるもの |